

ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会の改変について（案）

改変の趣旨

今般、「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の一部改正が行われ、令和3年7月30日から施行されたところ。ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる基礎的研究について、両指針に基づき、国は確認を行うこととなり、厚生科学審議会の意見をきくこととなる。

現在、ヒト受精胚研究に関しては、厚生科学審議会科学技術部会に「ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会」が設置されているが、上記に対応するため組織体制を改変する。また、組織体制の改変に際し、委員会の名称をより審査内容の実態に則したものと変更する。

改変の概要（別紙参照）

1. 「ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会」を「ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会（仮称）」へと変更し、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究についての審査・報告
 - (2) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究についての審査・報告
 - (3) ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究についての審査・報告（追加）
 - (4) その他指針の運用に関して厚生労働大臣が必要と認めること。

委員構成

医学研究者（生殖補助医療等）、医療関係者、法学・倫理専門家等から構成する。
委員及び委員長は科学技術部会長が指名する。※

※ 厚生科学審議会科学技術部会運営細則第2条に基づく。

その他

本委員会は、文部科学省と連携を図りつつ行われるものとする。

ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会の改変について(案)

現行

今後

厚生科学審議会

厚生科学審議会

科学技術部会

科学技術部会

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会

ヒト受精胚を用いる生殖補助医療研究等に関する専門委員会

○目的

- ・「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の見直し
- ・「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の見直し

○目的

- ・「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の見直し
- ・「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」の見直し

ヒト受精胚研究に関する審査専門委員会

ヒト受精胚を用いる研究に関する審査委員会 (仮称)

○目的

- ・ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究についての審査・報告
- ・ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究についての審査・報告

○目的

- ・ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究についての審査・報告
- ・ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる生殖補助医療研究についての審査・報告
- ・ヒト受精胚へのゲノム編集技術等を用いる遺伝性・先天性疾患研究についての審査・報告

変更無し

